

やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、ソーシャルビジネスの創出や持続的な事業活動を支援することを目的とし、公益財団法人山梨総合研究所（以下「補助事業者」という。）が、民間団体等が取り組む社会的課題の解決に向けた活動を、実効性の高いビジネスへ発展させるために行う取組に要する経費について補助する。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が産学官民金の連携体制を構築し、ソーシャルビジネスを起業しようとする者に対する支援事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) やまなし未来共創 HUB 会議の設立による連携体制の構築
- (2) フォーラム開催
- (3) 共創テーマ（地域課題解決）の設定
- (4) 共創テーマを実現するための事業の公募、審査、選定
- (5) 選定された事業を深化させるための実務者組織の設置・運営
- (6) 成果発表
- (7) その他知事が必要と認める事業

(補助対象経費、補助額)

第4条 補助対象経費は、前条に規定する事業等に要する経費で、別表に掲げる費用とし、補助金の額は、予算の範囲内で知事が定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添え、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
 - (2) 収支予算書（様式第1号の3）
 - (3) 消費税仕入れ控除税額報告書（様式第1号の4）
 - (4) やまなし共創 HUB 会議構成団体名簿（案）（様式第1号の5）
 - (5) 誓約書（様式第1号の6）
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限

りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業内容変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。)をしようとする場合

(3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合(ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。)

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業終了後又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第4号の2)

(2) 収支決算書(様式第4号の3)

(3) 消費税仕入れ控除税額報告書(様式第4号の4)

(4) 経理関係書類(領収書の写し等支出の実績が証明できるもの)

(5) その他知事が必要と認めるもの

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 前2項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いとすることができる。

2 補助事業者は、前項但し書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

(別表) 補助対象経費

当事業に係る次に掲げる事業等に要する経費とする。

科 目	内 容
人 件 費	事務局スタッフ、特別研究員などへの人件費
謝 金	講師、アドバイザーなどへの謝礼等
旅 費	講師、アドバイザーなどへの旅費等
食 料 費	講師、アドバイザーなどへのお茶、弁当の購入費等
実証実験費	テストマーケティング、アンケート等実施経費
消 耗 品 費	看板、チラシ印刷用紙、封筒、イベントなどの消耗品の購入費等
印 刷 費	パンフレット、ちらし、ポスター、報告書などの印刷費等
借 上 料	会場借上代等
郵送運搬費	事業等に係る郵送料等
その他知事が事業実施に必要と認める経費	

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL

印

令和 年度やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書 (様式第1号の2)
- 3 収支予算書 (様式第1号の3)
- 4 消費税仕入控除税額報告書 (様式第1号の4)
- 5 やまなし共創 HUB 会議名簿 (案) (様式第1号の5)
- 6 誓約書 (様式第1号の6)
- 7 その他添付書類

- ①事業の概要（詳細は別紙に記載してください）

- ②期待される事業効果（事業の成果、他地域への波及効果などを記載してください）

- ③次年度以降の事業展開

- ④協働する必要性など

- ⑤協働することによる相乗効果

- ⑥事業の役割分担
 - ・ 団体の役割

 - ・ 県又は市町村の役割

 - ・ 企業等の役割

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

事業の詳細、実施方法、実施スケジュールなどを記載してください。

個別事業名	事業の詳細	実施期日	実施場所	参加人数

※ 団体等の年間事業全体ではなく、補助対象となる事業のみを記載してください。

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

- ※ 団体等の年間予算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。
- ※ 支出の部〔科目〕欄には、「（別表）補助対象経費」の科目を記入してください。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

印

やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で申請を行った上記補助金について、やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金額 円
- 2 補助金の交付申請時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況

[]

- 4 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額がない場合、その理由

[]

※ 別紙として仕入控除税額に係る積算の内訳を添付すること。

やまなし共創 HUB 会議構成団体名簿(案)

構成団体	ふりがな	
	団体名※	
	団体住所	〒
	代表者氏名	
	担当部署・ 担当者氏名	
	担当者連絡先 (電話番号)	
	(E-mail)	
	住所	〒
構成団体	ふりがな	
	団体名※	
	団体住所	〒
	代表者氏名	
	担当部署・ 担当者氏名	
	担当者連絡先 (電話番号)	
	(E-mail)	
	住所	〒
構成団体	ふりがな	
	団体名※	
	団体住所	〒
	代表者氏名	
	担当部署・ 担当者氏名	
	担当者連絡先 (電話番号)	
	(E-mail)	
	住所	〒

※適宜欄を増やして記載してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金の交付決定について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇〇〇〇補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇〇事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

（1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20% 以内の経費の配分の変更
- イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定

める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL

印

令和 年度やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金
事業内容変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

（※変更の場合：交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。）

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 名
T E L
印

令和 年度やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知のあつた補助事業について、やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、実績を次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 (様式第 4 号の 2)
- 2 収支決算書 (様式第 4 号の 3)
- 3 消費税仕入控除税額報告書 (様式第 4 号の 4)
- 4 その他添付書類

事業報告書

個別事業名	事業の詳細	実施期日	実施場所	参加人数

◇事業の成果及び今後の取り組み

※協働の成果を重点的に記載してください。

収 支 決 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

※ 支出の部〔科目〕欄には、「(別表)補助対象経費」の科目を記入してください。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上記補助金について、やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助金額 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

※ 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額 円

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に
伴う報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた上記補助金について、やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金額 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2) 円

※ 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

第 令和 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL

印

令和 年度やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金概算払い請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、やまなし未来共創プロジェクト事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金の概算払いを請求します。

1 概算払い請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既 概 算 交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 概算払いの理由

4 支払い方法

- (1) 銀行名 銀行 支店
- (2) 預金種別 (当座・普通)
- (3) フリガナ
口座名義
- (4) 口座番号